

新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、市民の皆さんの予防意識と行動が非常に重要です。引き続き「3つの密の回避」や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「こまめな手洗い」をはじめとする「新しい生活様式」を心がけ、一人一人が感染拡大防止に努めましょう。

また、状況は刻々と変化しています。**最新情報は、市ホームページを確認ください。**

熊本市 コロナ

検索



新型コロナウイルスワクチン集団接種も始まります！

本市に住民票のある65歳以上の高齢者の方を対象としたワクチン接種が5月から始まっています。高齢者以外の方については、もうしばらくお待ちください。

最新の予約受付情報については、市ホームページを確認ください。

接種場所

- ・個別接種 かかりつけの医療機関
- ・集団接種 下記の表のとおり

接種会場名	開設曜日	接種時間
市総合体育館・青年会館	水・木	午後2時～6時
城南総合スポーツセンター		
ゆめタウンはません	土・日・祝	午前10時～ 午後6時
西部公民館		
植木健康福祉センター かがやき館		
熊本城ホール		

※開設曜日は会場の都合等により変更となる場合があります。

費用 無料

予約方法

- ・「熊本市ワクチン接種予約受付サイト」で予約
(<https://vaccines.sciseed.jp/kumamotocovid19>)



- ・電話で予約

熊本市新型コロナウイルスワクチン接種予約専用フリーダイヤル(通話料無料)

☎0120-096-885 (毎日午前8時半～午後7時)

※予約には接種券に記載している接種券番号が必要になりますので、必ずお手元に接種券をご用意の上、予約してください。

※定期的に通院されている方はかかりつけの医療機関で診察を受ける際に、ワクチン接種の可否や予約方法について相談ください。

接種の際に持参いただくもの

接種券、本人確認書類(健康保険証、運転免許証など)、予診票(事前に記載をお願いします)



接種券見本

問い合わせ先

- ・予約以外の手続きに関する問い合わせ
(毎日午前8時半～午後7時)

熊本市新型コロナウイルスワクチンコールセンター(☎096-300-5577)

- ・ワクチン(安全性・有効性・副反応など)に関する問い合わせ(毎日午前8時半～午後5時半)

熊本県新型コロナウイルスワクチン専門的相談窓口(☎096-285-5622)

※高齢者の方のワクチン接種については、ワクチンの供給に応じて、確実に実施してまいります。

※市役所や区役所等の窓口ではワクチン接種の予約受付はできませんのでご注意ください。

ワクチン接種時の移動に対する支援を行います！



高齢者の方が、ワクチン接種のためタクシー移動をする際に使用できるタクシー券をご自宅に郵送しました。

対象者 65歳以上の方

助成額

1人あたりタクシー券2,000円分(500円×2枚×2回)

配布方法 自宅に郵送(5月10日発送済み)

使用方法

- ①タクシー券が使用できる会社一覧表からタクシー会社を選択し、電話で予約。
- ②乗車の際にタクシー券とともにワクチン接種券を提示してタクシー券を使用。

よくある質問

	質問	回答
1	タクシー会社に予約する際に、伝えることは何ですか？	タクシー会社へ予約時に「新型コロナウイルスワクチン接種」とお伝えください。
2	タクシー券を紛失した場合はどうすればいいですか？	タクシー券は再発行できませんので紛失しないよう大切に保管してください。
3	タクシー券はワクチン接種以外の目的で使用できますか？	タクシー券はワクチン接種以外の目的では使用できません。
4	タクシー券は1回の乗車時に複数枚使えますか？	1回の乗車で1人につき1枚使用できます。
5	タクシー料金がタクシー券の金額(500円)を超えた場合、支払いはどうなりますか？	差額分については本人負担となります。
6	タクシー券の使用可能期間はいつまでですか？	来年2月28日(月)までです。

飲食店を営む事業者で新たにテイクアウトでの販売を開始した方へ～消費税の申告が必要な方は、「区分経理」が必要です～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛要請等の影響により、従来、店内での食事の提供のみを行っていた飲食店が、新たにテイクアウト(持ち帰り)での販売を開始するケースが増えています。

この場合の消費税について、店内での食事の提供は軽減税率の対象外(税率は10%)となる一方で、テイクアウトでの販売は軽減税率の対象(税率は8%)となり、売上げに対する消費税率が複数に分かれるため、事業者の方は、取引ごとに適用税率を判定する必要があります。

その上で、消費税の申告が必要な課税事業者の方は、消費税の確定申告時に、税率ごとに消費税額を計算することとなりますので、日々の売上げを税率ごとに把握し、区分して帳簿に記載(区分経理)しておく必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」へ。

軽減税率制度に関する
相談専用ダイヤル

☎0120-205-553

